

21

## 世紀の日系人像を討議

第57回海外日系人大会開催  
秋篠宮同妃両殿下をお迎えして

当協会の主催する第57回海外日系人大会が、去る10月24日から26日までの3日間にわたり東京都千代田区永田町の憲政記念館、JICA市ヶ谷ビルで開催された。今大会には、20カ国から212人の参加登録があり、世界各地の日系人が一堂に会してそれぞれの居住地の現状や課題を共有した。

大会前日の23日に(株)第一興商の特別協賛によりTOKYO FMホールにて開催した「第2回国際日系歌謡大会」には、国内外からエントリーした15歳から75歳まで15組の出場者が、歌に込めたそれぞれの想いやエピソードと共にパフォーマンスを競い合った。歌謡大会の特別ゲストとして登場したブラジル出身の歌手マルシアさんは、自らの日系人としてのルーツや日系社会への感謝の気持ちを述べ、出場者とも親しく交流する等、賑やかで華々しいプレ・オープニングイベントとなった。

本年は、「21世紀の日系人像」を大会テーマに掲げ、日系人数の増加と在住地域の拡大、世代交代の進展、非日系人との婚姻者数増大、海外在住日系人子弟に代表される“新日系人”的登場等により、日系人の再定義が話題に上る昨今、改めて「日系人とは何か?」を問い、「日本社会との協働」について考えようという試みのもと、初日に基調講演、2日目には国際シンポジウムにおけるパネルディスカッションと分科会を実施した。また、3日目には「日系人の主張」と題した5分間スピーチ、在日日系人子ども発表会、大会宣言の発表を行った。

初日の基調講演では、南カリフォルニア大学准教授、日本宗教・文化研究所所長で自らも日系二世として混血化の進む日系人社会や日系人のアイデンティティについて研究しているダンカン・ウイリアムス氏、ブラジルへの戦後移民として、また女性として初めて、ブラジルを代表する日系団体であるブラジル日本文化福祉協会の会長となった吳屋新城春美氏、当協会海外移住資料館業務室学芸担当として日系人のアイデンティティや日系コミュニティの変容について研究を行っている小嶋茂の3名が、それぞれの立場から考える「21世紀の日系人像」についての講演を行った。

ウイリアムス氏は、北米やハワイの日系社会においても、世代に関わらずミックスしたルーツを持つ「Hapa」と呼ばれる人々について紹介し、北米の日系



秋篠宮同妃両殿下ご臨席のもと開催した歓迎交流会 ©C.Nakajima

コミュニティが縮小していると嘆くのではなく、より多くの側面を持つ人々が混在することを歓迎し、視野を広げれば、新たな世界が創造されるだろうと話した。

吳屋氏は、ブラジル日系社会の世代別混血率を例にあげ、1988年の調査では二世の混血率が6%、三世が42%、四世が62%だったが、今後20年以内に、三世で60%、四世で80%、五世以降は100%となるだろうとの予想を示した上で、日本文化への興味や関心は日本人の特徴である顔や血統には関係なく、その人自身の人格にある、と述べた。

また、小嶋学芸担当は、「日系人」という言葉の定義がこれまでどのように変容し曖昧になってきたか、また、日系人自らが「あなたは何人ですか」との質問にどう回答したかを複数例紹介した上で、民族・血統に関係なく「日系」という意識を持ち行動する人々が連携していくことは、世界に大きな貢献をもたらすだろうと結論した。

2日目に開催した国際シンポジウムでは、冒頭のパネルディスカッションで、パンアメリカン日系人協会の春日カルロス名誉会長、ペルー日系人協会の国頭ホルヘ会長、フィリピン日系人会連合会のマリヤリ・イネス山之内会長、英國日本人会の佐野圭作会長、(株)ヒガ・インダストリーズのアーネストM・比嘉代表取締役会長兼社長、ブラジル日本都道府県人会連合会の山田康夫会長が発表を行った上で、会場の参加者と意見を交わした。

また、分科会では、「日系の独創力を活かすには」、「ビジネス戦略としての日系人」、「ユースにとっての『21世紀日系人像』とは」の3テーマに分かれて討議を行い、7項目からなる大会宣言を取りまとめた。

(3頁に大会宣言全文掲載)

# グラフー第57回海外日系人大会



歓迎交流会で参加者と歓談される秋篠宮妃殿下(10月24日 憲政記念館)



初日の基調講演で発表する吳屋新城春美ブラジル日本文化福祉協会会长。今大会では英・ポ・西語による同時通訳を導入した(10月24日 憲政記念館)©C.Nakajima



国際シンポジウムで発表を行ったパネリストのみなさん(10月25日 JICA市ヶ谷ビル)



分科会ユース会議ではグループ討論で活発な意見交換がなされた(10月25日 JICA市ヶ谷ビル)©C.Nakajima



オフィシャルツアーで築地場外市場を散策する参加者のみなさん(10月25日)



岸田外務大臣(左)主催レセプションにて謝辞を述べる丸井ヘラルドペルー日系人協会顧問団長(10月25日 外務省飯倉公館)



「日系人とは、その心」と題したスピーチを発表する岩井輝禎リベラーデ文化教育健康協会会長(10月26日 憲政記念館)



特別ゲストにマルシアさんを迎えて開催した第2回 国際日系歌謡大会(10月23日 TOKYO FMホール)

# 第57回海外日系人大会 大会宣言 21世紀の日系人を共生のパートナーに

東京、2016(平成28)年10月26日

私たち、第57回海外日系人大会(2016年10月24日~26日開催)に世界各地から参集した日系人は、『21世紀の日系人像』を総合テーマに3日間にわたり討議した結果、以下の7項目からなる決議を採択し、本大会の成果として宣言いたします。

## 1. 日系社会が急速に多様化している点を認識し、新たな共生の施策を必要としています

世界に広がった日系社会は、明治以降の移住政策によって生み出されたものですが、一世の時代から二世、三世、四世中心の時代へと移り、国によっては五世、六世、七世誕生の時代を迎えてます。多くの国で非日系人との結婚が当たり前となり、日本語を話さない世代が増え、意識の多様化が進んでいます。その一方で、外国人との結婚により国外に住む邦人や海外定住の邦人およびその子弟が増え、「新日系人」とも呼べる新たな日系人の創出が世界各地でみられます。さらに1990年代から雇用の機会を求める日本に在住する日系人とその子弟の存在も忘れることができません。

私たちは、このように急速に拡大し多様化する日系社会の変化を確認し、「21世紀の日系人像」として捉え直す必要性を強く認識しました。それと同時に、グローバル化が進む今日、日系人および日系社会の存在は、日本の「外への国際化」「内なる国際化」のチャンネルとしての重要性を増すとともに、日系人にとっても在住国内外でのネットワーク形成によって活動の範囲が格段に拡がることが、大会参加者によって確認されました。

私たち日系人に対する日本側の取り組みとしては、こうした変化を踏まえた上で、「支援」から「共生」「協力」に比重を移した施策を強く望みます。国際協力における日系人のより一層の活用、国民体育大会やインターハイあるいは国民文化祭や全国高等学校総合文化祭への海外日系人(団体)の参加等がこの施策の一例になるものと考えます。

## 2. ビジネスや国際協力など多様な分野で「ヒューマン・パワー」として活用を

「21世紀の日系人」は、在住国に根付いた存在です。この点は、リオ五輪(オリンピック・パラリンピック)で活躍する日系選手や日系指導者の存在が示したところでもあります。

在住国の言語や文化の知識はもとより、異なる人種、異なる民族と共生してきた私たち日系人は、独特の「ヒューマン・パワー」を身につけていると自覚しています。しかも移住の段階から父祖が培ってきた人的ネットワークや信頼を有しています。

このような「ヒューマン・パワー」としての私たち日系人の存在が、日本、とりわけ日本のビジネス界では十分に認識されていないのは残念です。

日本企業のビジネス展開や日本政府による国際協力において、「ヒューマン・パワー」としての私たち日系人の総合的な能力を正当に評価し活用するよう望みます。イコール・パートナーとして扱われることによって初めて、日本を支援するソフトパワーがよりよく發揮されると確信します。

## 3. 日系ユースは、多様性と柔軟性、ネットワークを武器に、グローバル人材として日本と在住国との橋渡しに努めます

日系社会の中には、世代が変わるに従い日系としての意識が希薄化する傾向がみられます。留学等で日本に暮らす私たち日系ユースは、日系社会を再活性化させ、次の時代の日系社会を担う方策を検討しました。私たちの中には、母国で生まれ育った者・日本や第三国で育った者など、出身は多様です。それにも関わらず、日本語を学び、専門分野のみならず日本のよき習慣や伝統を吸収しようと日々活動に邁進しています。

在日の日系社会からも、日本の受験戦争に勝ち抜き日本で就職す

る者、あるいは日本で中・高等教育を終え母国の大卒を出て就職する者など、新たな人材の輩出がみられます。いずれもバイリンガルの素養を身につけた存在です。日系人居住地域における外国人児童・生徒に対する教育の整備が進められてきましたが、後続の在日日系二世、同三世が充実した生活を送れるよう日本語教育を含め日本社会の温かい支援をお願いします。

私たちは「21世紀の日系人」としては、私たちが受けた教育をフルに活かし、多様性と柔軟性、ネットワークを武器に、日本との橋渡し役を務めつつ日本の優れた点を世界に広める努力をします。

## 4. 四世以降にも在留資格で配慮を

1990年を境に増えたいわゆる「デカセギ現象」は、日本での就労・生活機会のみならず、新たなタイプの人材育成、専門職業創出、文化交流などさまざまな副次効果を生みました。

その結果として日本と母国間を行き来する人の流れが増え、移住者の途絶で消滅さえ危惧されていた一部の日系社会に新たな活気を呼び起こしたと言われます。さらに近年は、技術的・文化的・学術的に魅力を増す日本への関心が高まり、親族訪問を含め訪日の機会を求める若者が増えています。

現在、三世世代まで特別な定住ビザが発給されていますが、これを含め在留資格面で、日本をルーツと考える四世以降の世代にも特別な施策を要請します。

## 5. 日系社会で活動する非日系人の育成・活用を提案します

日系社会の活動は日系人だけで行われているものではありません。年々活発化する「日本祭」、柔道、太鼓、茶道、華道、クールジャパンといった各種活動の担い手、さらには日本語教師として教壇に立つ非日系人が増え、これらの人たちを抜きには21世紀の日系社会は成り立たなくなっています。こうした彼らの役割と貢献を評価し、日系研修事業など日系を対象とした日本の事業の適用範囲を柔軟に拡大することによって、日系社会活性化の側面援助をお願いします。

## 6. 重国籍者には、柔軟な国籍対応を認めるよう、日本政府に求めます

日本の国籍法では「日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う」と定め、厳格に運用されてきました。この規定によって、「日本人」として活躍したくても認められず、あるいは日本人を親に持つ子供にとって「日本人」としてのアイデンティティを奪われ、幸福追求権が侵害されるケースがみられます。人の移動が活発化する今日、世界各国の施策および「21世紀の日系人」の存在を十分に認識しながら、出生国や在住国との国籍を保持したままでも、日本国民として認めるよう重国籍の道を開くことを政府に求めます。

## 7. 在外選挙権制度の簡素化を提案します

昨年6月に改正公職選挙法が成立し、選挙年齢が18歳以上に引き下げられました。在外選挙が実施されて16年が経過し、海外移住の際に市・区役所で登録を可能とするなどの工夫が検討されてきていますが、市民としての権利・義務継続の観点から、投票通知の自動配布、FAXないしは電子投票の導入などの改善をさらに要望します。

以上

国外就労者情報援護センター  
(CIATE)理事長

二宮 正人

# 「日本で働く日系ブラジル人労働者の これからー新たな展望」 CIATEコラボラドーレス会議2016

日本はずいぶんと寒くなってきたのではないかでしょうか。こちらはすっかり夏めいで、日中は日差しが強く、夕方になると夕立がざつと降ってくるような毎日です。

今回は、今年9月10日、11日に開催したコラボラドーレス会議の様子をご紹介いたします。昨2015年は、日本に入国したブラジル人の人数が日本を出国したブラジル人の人数を、リーマンショック以降はじめて上回った年でした。そこで今年は「日本で働く日系ブラジル人労働者のこれからー新たな展望」をテーマに、今後の在日ブラジル人就労者の未来について語り合うシンポジウムを目指しました。

## 子弟の教育問題に課題

1日目はブラジル側を代表して、ブラジルの首都ブラジリアから、ブラジル国外務省領事及び在外ブラジル人担当局長のレイザ・リベイロ・ロペス・ダ・シウバ公使に参加いただき、日本のブラジル人コミュニティについて報告いただきました。レイザ公使は1日目だけでなく2日目にも会場に足を運び、日本で暮らすブラジル人子弟の教育問題に対して提言しました。また、同じくブラジル側を代表して、ブラジル社会保障省のベラーラ・ジラルデ一口国際協力社会保険事務所管理官が、年金条約の状況について報告しました。日本側からは、田中克之海外日系人協会理事長が、海外日系人協会から見た在日ブラジル人の課題に関する報告をされました。田中理事長が最も強く関心を有している在日ブラジル人の課題は、子弟の教育問題であるとのことでした。

## 定住化の新たな側面

2日目午前中の冒頭には、尾崎正利青森中央学院大学教授が「東海地域におけるブラジル人労働者の紛争処理」というテーマで報告しました。この分野に関する豊富なフィールドワークに裏

付けられたもので、とても興味深い報告でした。2人目のヴィトール・オガワ氏は、日本におけるブラジル人のためのメディアについて報告し、その後CIATEで行った意識調査アンケートの結果を紹介しました。

午前中の最後には、日本の少

年院における外国人の処遇について室橋剛市原学園長が、ご自身の経験と最新の統計に基づいて報告されました。外国人少年犯罪の中では、在日ブラジル人の定住化が進み、日本の少年院には日本語が話せないブラジル人少年はほとんどいないそうです。非行の原因も、日本語しか話せない子どもとポルトガル語しか話せない親とのコミュニケーションがうまくいかない点にあると思われる事例がみられるようです。少年院でも保護者に向かってポルトガル語の案内文を作成するなどの対応をしているとのことでした。

## 四世子弟たちの強い思い

午後はまず、CIATEのコラボラドーレスのホジエ・カツジ・カヤシマ氏が、前回のCIATE便りでご紹介したアンケート調査について報告しました。カヤシマ氏が報告の最後に紹介したアンケートの自由記入欄の記載内容からは、自分たちも自由に日本で暮らせるような制度の実現を望む四世子弟たちの強い思いを感じました。

また、今回のコラボラドーレス会議には、厚生労働省職業安定局の大西康之次長にご出席いただきました。大西次長は日系集住地域を実際に視察した上で、



報告を終えた大西康之厚労省職業安定局次長(右)に記念のプレートを贈呈する筆者

現在の日系人の雇用情勢等について報告されました。この報告を受けて、会場からも熱心な質問が寄せられました。その後、信州大学の島村暁代准教授が、年金条約について日本側の視点を中心に報告しました。午後4人目に報告したマルコス杉浦氏は、自身の経験に基づいたデカセギにおける異文化問題について報告し、最後は上智大学の堀坂浩太郎名誉教授が日伯関係の現状について報告されました。

その他、SEBRAE(零細企業支援サービス)のリジア・オオイズミ氏が日本のブラジル人就労者を勇気づけるプロジェクトに関する発表をしたほか、7名の昭栄奨学生がこれまでの人生や現在取り組んでいることを発表しました。

今年のコラボラドーレス会議では日系四世の方々の思いをアンケート結果に基づいて具体的に感じることができました。また、日伯両国の当局者・関係者が、それぞれ子弟の教育問題に強い懸念を抱いていることを確認することもできました。様々な方が会場に足を運んで、多彩な発言をされたおかげで、会場は大いに盛り上がりました。在日ブラジル人就労者の将来に対する関心の強さを改めて感じたシンポジウムでした。

## Servir bebida alcoólica para motorista de automóvel.

### 車を運転する客への酒類提供

相談センター 山形エレナ

**Q** Tenho um restaurante brasileiro, onde tambem servimos bebidas alcoólicas. Certa vez ouvi dizer, que servir bebida alcoólica para algum cliente que tenha vindo de carro, posso tambem ser responsabilizada ou até mesmo ser presa se houver alguma blitz ou se acontecer algum acidente, isso é verdade?

No meu restaurante uma vez por mês no dia de pagamento, vem um grupo de 6 à 10 pessoas para jantar e solicitam cerveja, eu sei que nem todos bebem, porem não sei dizer quem vai voltar dirigindo o carro. Poderia me dar maiores explicações sobre isso, e como devo proceder?

**A** Devido a varios acidentes fatais ocasionados por embriaguez no volante foi realizada a revisão na Lei do Transito Rodoviário, tornando mais dura a pena aos infratores. Esta nova Lei passou a vigorar em 1 junho de 2009. Com a revisão, alem do motorista, as pessoas que o acompanham, que oferecem bebidas e não o impedem de dirigir, tambem serão responsaveis e punidos. A punição varia de pena de prisão, revogação/suspensão da carteira de motorista e multas, e tambem a perda de pontos na CNH (Carteira Nacional de Habilitação).

[Motorista]

Embriagado (incapacidade de raciocínio): prisão de até 5 anos ou multa de até 1 milhão de ienes, revogação da carteira de motorista.

Alcoolizado (mais de 0.15mg/l): prisão de até 3 anos ou multa de até 500 mil ienes, suspensão de até 90 dias ou revogação da carteira de motorista.

[Para quem servir bebida alcoólica ou o acompanhante e não impedir a direção]

Embriagado: até 3 anos de prisão ou multa de 500 mil ienes.

Alcoolizado: até 2 anos de prisão ou multa de até 300 mil ienes.

No seu caso, em que o restaurante fornece bebidas alcoólicas, deverá tomar muito cuidado, pois poderá ser responsabilizada tambem. Quando o cliente pedir alguma bebida alcoólica, confirme se veio de carro ou não. Se o cliente veio dirigindo sozinho, não fornecer a bebida a não ser que já tenha sido confirmado que outra pessoa irá buscá-lo (no Japão é comum utilizar o "Daiko Unten", ou seja, serviço de motorista substituto). Se vieram em grupo confirmar com os membros quem vai voltar dirigindo, e para este não fornecer a bebida, e solicitar tambem a cooperação dos outros membros, assim será possível evitar acidentes que poderão deixar vítimas. Mesmo com todos estes cuidados, e ainda assim, o motorista que estiver embriagado sair dirigindo, anotar a placa do carro e ligar para o nº. 110 da polícia denunciando o ocorrido.

Na Associação de Segurança do Tráfico do Japão, está à venda adesivos "handle keeper (handoru kiipaa)" que poderá colar na camisa do motorista ou no local em que estiver sentado, de forma visível, para poder identificar a pessoa a quem não deverá servir bebidas alcoólicas.

Devido a Lei ter se tornado mais rígida, o nº. de acidentes causados por motivo de bebidas alcóolicas, vem caindo

gradativamente, mas ainda assim o nº. de acidentes é elevado, portanto, cabe a todos nós fiscalizar e denunciar o infrator, evitando assim desastres que podem tirar a vida de alguém.

Lembramos tambem que no caso de haver acidentes com vítimas, o julgamento irá a "Processo Penal" (Código Penal-Direção perigosa com vítima "Artigo 208 parágrafo 2"

**相談** 私はブラジル料理店を経営していますが、店では客に酒類も提供します。何度か「車で来店した客に酒類を提供すると、一斉検査がある時や交通事故が発生した時には、店主である私も責任を問われ、場合によっては逮捕されることになる」と聞いたことがあります。これは本当ですか。私の店には、月に一度の給料日に、グループ(6~10名)で食事をしに来る客がいます。彼等はビールも注文します。全員が飲むわけではないのですが、誰が運転して帰るのかは知りません。私はどうしたら良いのでしょうか。

**回答** 飲酒運転による重大事故の発生で、日本の道路交通法は違反者に対する刑罰をより重くする方向で改正されてきました。2009年の改正で、運転者だけではなく、酒類を提供した者又は同乗者で運転を阻止しなかった者も責任を問われ罰を受けることになりました。罰則は懲役刑から運転免許証の取り消し／停止、罰金、違反点数の付加があります。(違反点数付加以外の罰則)具体的な内容は次の通りです。

[飲酒運転者]

酒酔い運転(アルコールの影響により運転能力が欠如した状態):5年以下の懲役又は百万円以下の罰金。運転免許の取り消し。

酒気帯び運転(呼気中アルコール濃度が0.15mg以上):3年以下の懲役又は50万円以下の罰金。90日以下の運転免許停止又は運転免許取り消し。

[酒類の提供者又は同乗者で飲酒運転を阻止しなかった者]

酒酔い運転:3年以下の懲役又は50万円以下の罰金。

酒気帯び運転:2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

店で酒類を提供する貴方の場合、責任を取らされる可能性がありますので十分な注意が必要です。客が酒類を求める時は、車で来たか否か確認して下さい。もし、客が一人で運転して来ている場合は、他の者がその客を迎えて来ることが確認されない限り、酒類を提供してはいけません(日本ではよく"代行運転"サービスを利用します)。もし、客がグループで来る時には、まず誰が運転して帰るのかを確認し、運転する客には酒類を提供せずまたグループの他の客にも協力を求めて下さい。このようにすれば犠牲者を出すような事故を防ぐことができるでしょう。このような注意を払っても、客が酒を飲んだ上運転して帰ろうとする場合には、車のプレート番号を控え110番へ電話して事実を知らせて下さい。

全日本交通安全協会では、酒類を提供してはいけないお客様を識別するため、そのような客の身体や座っている場所に付ける"ハンドルキーパー"と呼ぶワッペンを販売しています。法律が年々厳しくなって来ていることもあり、酒が原因となった事故件数は少しずつ減っていますが、事故件数自体は未だ高止まり状態です。このため、誰かの命が奪われてしまう災難を避けるためにも我々自身が違反者を見つけ出し通報することが必要になります。犠牲者を伴う事故が起った場合には、刑法208条2項による刑事罰(15年以下の懲役など)が下されることにも十分留意する必要があります。

## パラグアイ日本人移住80周年記念 フィナーレの「日本祭」開催



日系以外のパラグアイ人も多数参加し楽しんだ

パラグアイ日本人移住80周年の節目となった2016年は、年間を通じて着物ショー、ミス日系コンテスト等様々なイベントが各地で開催されてきた。9月には眞子内親王殿下ご臨席のもと、記念祭典も執り行われた。

一連の記念行事のフィナーレを飾ったのは、10月15日にアスンシオン市内で開催された「日本祭」だ。1年の締め括りとして改めて「日本・日系」をアピールし、日本人を仲間として受け入れてくれたパラグアイの人々に感謝の意を示したいという想いのもと、地元の人々と一緒に「祭」を行い共に祝った。

会場では、日本食、パラグアイ食、記念品などを販売。ステージでは音楽だけでなく、若い世代に人気のコスプレショーや、アルゼンチンのテレビで有名な「農林水産省・日本食普及の親善大使」である大野剛浩シェフのショー等も行われた。会場の中央には大きな檻が設置され、輪になって盆踊りを楽しんだほか、各地の和太鼓チームが一堂に会した迫力満点の演奏や、日本からは、剣舞や三味線等を取り入れ日本の伝統音楽とロックとを融合させたパフォーマンスを行うグループ「KAO=S」が来場し会場を盛り上げた。都道府県人

# 日系社会 Topics

会連合会が開催した「交流展」も、日本の地方の良さをアピールしていた。「日本祭」には、主催者の予想を大きく上回る約15,000人もの来場者が訪れ、「80周年」の華やかなフィナーレとなった。

## 「日本人メキシコ移住あかね記念館」がプレオープン!



あかね記念館プレオープンのテープカット

10月15日、メキシコシティに日本人メキシコ移住あかね記念館が完成し、プレ・オープニングセレモニーが盛大に執り行われた。

メキシコの移住資料館建設は、2012年11月のJICA横浜 海外移住資料館開館10周年記念シンポジウムにおいて、日墨協会の春日カルロス名誉顧問(写真右端)が発表し、日墨協会設立60周年記念事業の一環として実現したもの。

記念館の名前は、設立に尽力した春日カルロスさん(写真右端)の母親で、メキシコの日本語教育に貢献した春日光子さん(日本メキシコ学院創立者)のペンネーム「標野あかね」からつけられた。

「あかね記念館」はメキシコの日本人移民に関する資料の収集・展示だけでなく、

研究、発信、さらにはメキシコ日系人社会の絆を深める場として活用されることを目的に運営され、来年10月の本オープンを目指す。

## 「在日日系人のための生活相談員セミナー」1月23日開催

当協会の主催で毎年開催している「在日日系人のための生活相談員セミナー」は1月23日にJICA横浜で開催する。

このセミナーは、地方自治体等の外国人相談窓口担当者等を対象に、日本での就労にまつわる事情や日系人の動向、行政の対応や法令等について最新の情報を提供しているもので、今回は「日系就労者の今後と提言～日系三世・四世の意識調査から～」と題しサンパウロ大学二宮正人教授が基調講演を行う他、「外国人労働者をめぐる最近の動向等について」厚生労働省外国人雇用対策課が、「在日外国人就労者のメンタルヘルス」「在日外国人相談窓口の現場から～ここまでの相談・DV相談を中心として～」の各テーマで心療内科医等専門家が講演を行う予定。

詳細・参加申込はコチラ↓

URL:<http://www.jadesas.or.jp/consulta/seminar-annai.html>

## 企画展示「ハワイの日系人のまつり～お正月とボンダンス～」を開催! JICA横浜 海外移住資料館

ハワイから始まった日本人の海外移住。日本人移民がもたらした文化は常夏の島ハワイの風土の中でどのように受け継がれ、変容してきたのか。ハワイの日系人の暮らしの中に今も息づいている「日本」を紹介する。2016年12月23日から2017年2月12日まで開催予定。

詳細→URL:<http://www.jomm.jp>

NIKKEI NO.31  
Network  
海外日系人協会だより  
2016 DEC.

発行／(公財)海外日系人協会 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA横浜2F  
TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781  
E-mail:[info@jadesas.or.jp](mailto:info@jadesas.or.jp) URL:[www.jadesas.or.jp](http://www.jadesas.or.jp) 編集発行人／椿秀洋

## Health and Life Insurance for foreigners in Japan 短期滞在・日本在住の外国人向け医療・生命保険

◆ VIVA MED-S (Life and Health coverage)  
医療保険(100%保障)+生命保険

◆ VIVA MED-30  
医療保険(30%保障)+生命保険

◆ 3ヶ月以内の短期滞在者向けの保険



(株)ビバビーダメディカルライフ  
VIVAVIDA MEDICAL LIFE CO., LTD  
関東財務局長(少額短期保険)第51号

◆ 外国人留学生向け保険

◆ 外国人技能実習生向け保険

For more information, call:

TOLL FREE: **0120-656-684**

**046-265-6685**

Visit **www.vivavida.net**

